

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

我が国においては、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法※」が制定され、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会※の実現」を目指し、男女共同参画の取組がスタートしました。

本市においては、平成13（2001）年に「高崎市男女共同参画計画（第1次計画）」、平成20（2008）年に「高崎市第2次男女共同参画計画」を策定し、平成21（2009）年4月には「高崎市男女共同参画推進条例」を施行、さらに、平成25（2013）年には「高崎市第3次男女共同参画計画（第3次計画）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んできました。

最近の男女共同参画をめぐるのは、女性の活躍推進、男女の働き方・暮らし方改革の実現（ワーク・ライフ・バランス※の実現）、配偶者等からの暴力※の根絶、防災分野における女性の参画推進など、多くの課題があります。

このようななか、第3次計画の計画期間が平成29（2017）年度で終了することから、高崎市男女共同参画審議会の答申、また、平成28（2016）年度に実施した男女共同参画に関する「市民アンケート」・「事業所意識調査」の結果や第3次計画の評価を踏まえ、「高崎市第4次男女共同参画計画（第4次計画）」を策定しました。

### 2 計画の位置づけ

- 「高崎市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づき、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 高崎市第6次総合計画や他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の促進についての市町村計画です。-
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画を含む計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、市町村推進計画を含む計画です。

（注）本文中の※は、P61～P64に五十音別の用語解説があります。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に社会情勢の変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 計画策定の背景

#### (1) 国の動き

昭和50（1975）年、国は総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、同年開催の「国際婦人年世界会議※」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和52（1977）年に「国内行動計画」を策定し、昭和60（1985）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約※」の批准を契機に、国際的な潮流に呼応した取組を推進することになりました。

平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における取り組むべき重要課題と位置づけています。この「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画※」を策定し、平成17（2005）年、平成22（2010）年の改定を経て、平成27（2015）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。現在はこの計画に基づき、あらゆる分野における女性の活躍や、安心・安全な暮らしの実現のための取組を進めています。

また、同年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、事業主に女性の採用や登用などのための行動計画の策定を義務づけ（労働者300人以下の民間事業主については努力義務）、国・自治体・企業が一丸となって女性の活躍を推進する新たなステージに入りました。

さらに、女性に対する暴力の根絶に向けて、平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を制定しました。特にDV防止法は改正を重ね、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令の対象範囲の拡充、地方公共団体における基本計画の策定など、被害者の保護と自立支援に向けた取組の充実を図っています。

#### (2) 群馬県の動き

群馬県では、国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として、昭和55（1980）年に女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画である「新ぐんま婦人計画」を、平成5（1993）年には「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制の整備を行い様々な

施策を展開してきました。

平成13（2001）年には「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、平成16（2004）年には「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しています。この条例の趣旨や理念を踏まえ、平成18（2006）年に「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」、平成23（2011）年に「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、社会情勢の変化に対応した着実な取組を推進してきました。

その間、平成21（2009）年には、男女共同参画社会づくりの拠点となる「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが一層進むことになりました。

さらに、平成28（2016）年には、「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、県民や県内企業・団体、市町村と協力しながら、総合的・計画的な施策の推進を図っています。

### (3) 市民・事業所への意識調査の結果概要（調査結果は資料集参照）

平成28（2016）年7月に実施した男女共同参画に関する「市民アンケート」・「事業所意識調査」の主な結果概要は以下のとおりです。

#### ■市民アンケート

##### ○男女平等について

学校における平等意識は5割を超えているものの、職場や社会全体では「男性のほうが優遇されている」と認識している傾向が引き続き見られます。

##### ○結婚・家庭生活について

調査項目のうち、「夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきである」という「固定的な性別役割分担意識※」については、男女とも「反対」（「どちらかといえば反対」を含む）と答えた割合が平成23（2011）年度の前回調査より増加し、5割を超えています。

##### ○家庭における役割分担について

家事労働については、依然「妻」への負担が大きい状況となっておりますが、「子育て」・「家族の看護・介護」・「地域活動」は「夫婦同じくらい」が比較的高くなっています。

##### ○女性の就労について

前回調査と比較すると、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのがよい」は、男女とも増加しています。

##### ○職場や働き方について

男女とも「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある」が高くなっており、特に男性では最も高くなっています。

○マタニティ・ハラスメント※について

妊娠中などに約4人に1人が「心無い言葉を言われた」、約9人に1人が「解雇や自主退職等への誘導をされた」と回答しています。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）について

4種類の暴力（身体的な暴力、精神的な暴力・社会的な暴力、性的な暴力、経済的な暴力）のうち、1種類でも被害経験があるのは、女性で2割以上、男性は1割以上となっており、前回調査より男女とも増加しています。

■事業所意識調査

○男女共同参画への取組について

「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を実施している」「性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている」が高くなっており、平成26（2014）年度実施の前回調査と比較して、取組の傾向は大きく変わっていません。

○ポジティブ・アクション※について

「特になし」と答えた事業所が6割を超えており、女性の職域や登用の拡大が進まない状況にあります。

○セクシュアル・ハラスメント※について

事業所のほぼ半数がセクシュアル・ハラスメント防止のための規定があると回答し、前回調査より増加しています。セクシュアル・ハラスメント防止の取組については、「相談や苦情に対する窓口・担当者を定めている」との回答が約4割となっています。

○育児・介護休業制度※について

育児休業制度については7割を超える事業所が「規定がある」と回答しています。介護休業制度については、「規定がある」事業所は約6割となっており、未だ規定されていない事業所が3割以上ある状況になっています。

## 5 本計画で強調した視点

### (1) 男性にとっての男女共同参画と「働き方改革」の推進

男性の長時間労働を前提とした従来の働き方は、家庭生活や地域活動等への主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と家庭生活を両立することを困難にしています。男女共同参画社会は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会であることを男性自身が認識し、家庭や地域に参画しやすい環境をつくるため、働き方を見直すことが重要です。

### (2) 職業生活における女性の活躍推進

少子高齢化により労働力人口が減少するなか、女性の職業生活における活躍の推進が求められています。働く場面において、女性はその能力を十分に発揮できるよう、ライフステージ※にあわせた柔軟で多様な働き方を推進し、仕事と家庭生活が両立できる環境の整備を進めていく必要があります。

### (3) 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進

災害時には、男女のニーズの違いなど、平常時における課題がより一層顕著に現れるため、平常時からの男女共同参画社会づくりが、防災・復興を進める基盤となります。自主防災活動や避難所運営などの防災対策に男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要になります。

### (4) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化

いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、その発生と被害防止のための啓発事業を展開する必要があります。ドメスティック・バイオレンス（DV）被害に関しては、配偶者暴力相談支援センター※が中心となり、関係機関・団体と連携しながら、発見から保護、自立まで切れ目のない支援を行うことが重要です。

### (5) 性の多様性に配慮した人権の尊重

男女が個人として尊重されるうえで、男女の性には多様性があることに配慮する必要があります。多様性を認め合う社会づくりに向けて、多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくすための啓発に取り組む必要があります。